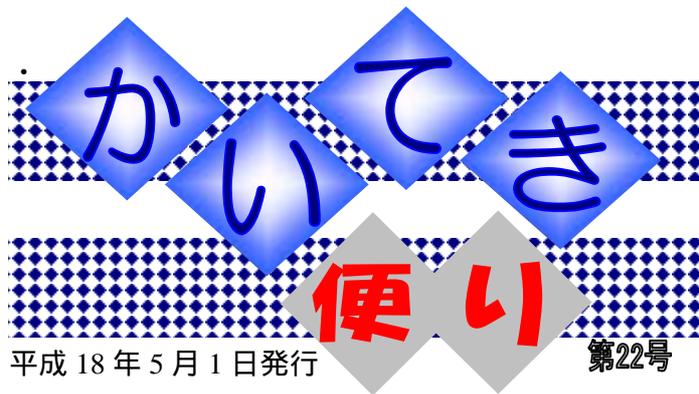


「かいてき便り」を事業所内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！



INDEX

最近の動向

「東京都介護保険課の組織改正について」
「サービス事業者等の指定取消処分について」
報酬算定・運営基準のQ&A
「訪問看護において理学療法士等の訪問回数はいかに考えるの？」
「通所サービスでは送迎をしなくては行けないの？」

お知らせ

「新しい介護報酬のパンフレットを作成しました」
「介護サービス情報の公表がはじまります」

東京都介護保険課の組織改正について

最近の動向

東京都は、18年4月の介護保険制度改正に的確に対応するため、介護保険課の組織改正を行いました。その主な内容として、従来の事業者指定係と在宅運営係を統合した「介護事業者係」を設置し、指定前の手続きから指定後の運営指導まで介護事業者に一貫して対応する体制を整えました。これにより、事業者からの問い合わせ窓口は下記のとおりとなりますので、よろしくお願ひします。

サービス種別	問合せ先
(介護予防)訪問介護・(介護予防)訪問入浴介護・居宅介護支援 (介護予防)福祉用具貸与・(介護予防)特定福祉用具販売	介護保険課介護事業者係 TEL 03(5320)4593
(介護予防)通所介護・(介護予防)短期入所生活介護	TEL 03(5320)4274
(介護予防)訪問リハビリテーション・(介護予防)居宅療養管理指導 (介護予防)訪問看護・(介護予防)通所リハビリテーション (介護予防)短期入所療養介護・介護療養型医療施設	TEL 03(5320)4175
介護老人福祉施設・介護老人保健施設 (介護予防)特定施設入居者生活介護	施設支援課施設運営係 TEL 03(5320)4264

介護保険サービス事業者等の指定取消処分について

最近の動向

東京都福祉保健局は3月30日、武蔵野市所在の「有限会社O.Kライフサポート」(指定訪問看護事業所)の事業者指定の取消処分を行いました。

不正請求額は約1,602万円。主な処分理由は以下のとおりです。

【介護保険法の指定取消理由】

- (1) 虚偽の指定申請
従事予定のない看護職員の免許証をもって指定申請を行い、指定を受けた。
- (2) 看護職員の不在
指定当初から平成17年11月30日まで、看護職員の員数を満たさない状態で、長期にわたり不適正な運営を継続した。
- (3) 虚偽の報告
管理者が実地指導対策のために、虚偽の「訪問看護記録」、「給料明細書」、「勤務予定表及び実績表」を作成し、提示した。
- (4) 訪問看護費の不正請求
ア 訪問看護を実施しなかった日について架空に請求、受領した。
イ 早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算は算定できないとなっている場合について、加算の算定を過大に請求、受領した。
ウ 「買い物」、「散歩」、「花見」など、介護報酬対象外のサービスに対しても、請求、受領した。
エ 特別訪問看護指示書交付期間、末期の悪性腫瘍患者等で、医療保険の訪問看護療養費として算定すべきものについて、請求、受領した。

【問い合わせ先】 指導監査室指導第三課 TEL 03(5320)4278

Q 訪問看護において、「理学療法士等の訪問が看護師等の訪問の数を上回る設定は適当でない」とはどのように考えるの？

報酬算定・運営基準のQ & A

A: 訪問看護事業所において看護師等が作成する訪問看護計画により判断します。訪問看護計画は居宅サービス計画に沿って各事業所の看護師等が利用者ごとに作成するものですので、理学療法士等の訪問が看護師等の訪問回数を上回るかどうかについては各事業所における利用者ごとに考えることとなります。

なお、介護報酬の算定との関係においては、適切なケアマネジメントを踏まえた上で利用者個々の状況を勘案して各保険者が判断することとなります。



Q 通所サービスでは必ず送迎をしなければならないの？

報酬算定・運営基準のQ & A

A: 4月の制度改正により従来の送迎加算は基本報酬に包括され、通所サービス事業者においては、送迎が必要な利用者に対して、当然にそのニーズに対応すべきこととなりました。そのため、訪問介護員等により送迎で通所サービスを利用する場合であっても、別途、訪問介護費を算定することはできません。通所サービス事業者が送迎できない場合には、通所サービス事業者が訪問介護事業者等と委託契約を結ぶ等により対応する必要があります。なお、この場合、特別な料金を利用者から徴収することはできません。

ただし、利用者の希望により通常の実施地域外への送迎を行う場合は従前どおり別途契約により送迎費用を徴収することができます。



「新しい介護報酬」のパンフレットを作成しました

お知らせ

平成18年4月の報酬改定に伴い、新しい介護報酬体系の概要について解説したパンフレットを作成しました。この冊子は従来からのサービスについて新旧対照形式で解説し、新たに実施される介護予防サービス及び地域密着型サービスの解説を加えたものです。

既に居宅介護支援事業所へは送付いたしましたが、インターネット「東京都介護サービス情報」においても掲載されておりますので、ダウンロード等によりご活用ください。

「東京都介護サービス情報」 (<http://www.kaigohoken.metro.tokyo.jp>)

<書式ライブラリー> 新しい介護報酬

【問い合わせ先】介護保険課介護保険係 TEL 03(5320)4595

「介護サービス情報の公表」がはじまります！！

お知らせ

介護保険法の改正により、「介護サービス情報の公表」制度が導入されました。介護サービス事業者が行うサービス内容や運営状況を調査公表し、利用者が事業所を適切に選ぶための情報を提供する仕組みです。対象となる事業者は、前年(平成17年1月から12月)の介護報酬実績が100万円を超える事業者です(平成18年度は9サービス、以降順次追加予定)。調査手数料、公表手数料は、サービス提供事業者のご負担となります。

サービス種別	調査手数料	公表手数料	(単位:円)
			合計額
訪問介護	48,300	11,400	59,700
訪問入浴介護	46,300	11,400	57,700
訪問看護	39,400	11,400	50,800
通所介護	49,100	11,400	60,500
特定施設入居者生活介護	57,000	11,400	68,400
福祉用具貸与	37,400	11,400	48,800
居宅介護支援	32,200	11,400	43,600
介護老人福祉施設	59,700	11,400	71,100
介護老人保健施設	44,100	11,400	55,500

5月下旬頃、「東京都介護サービス情報公表センター」から対象となる事業者に調査時期などのお知らせを郵送する予定です。具体的な調査票の收受や調査は、概ね6月から翌年2月ごろにかけて順次行っていく予定です。調査項目につきましては、下記「とうきょう福祉ナビゲーション」のホームページに掲載しております。本制度の円滑な実施にご協力いただきますようお願いいたします。

とうきょう福祉ナビゲーション「介護サービス情報の公表について」

<http://www.fukunavi.or.jp/fukunavi/kohyo/>

【問い合わせ先】計画課計画係 TEL 03(5320)4591